

定款、定款施行細則改定の承認

1. 定款の改定（資料 6-2）

1) 文言の整備

2) 和暦表記を西暦表記に変更

3) JANPU 理事全員を「業務執行理事」とすることができる

①経緯

本協議会理事体制における業務執行理事は、現在、代表理事、副代表理事のほか、常任理事の一人を業務執行理事とすることができると規定されている（定款第 4 章役員 第 23 条代表理事等）。

業務執行理事とは、代表理事等以外の理事であって、理事会の決議によって業務を執行する理事として選定された者とされ、理事会を設置している法人の場合、理事会において業務執行の決定を行い、実際に業務を遂行するのは業務執行権がある理事となっている。

また、業務執行とは、実際に法人の業務を執り行うこと、具体的な事業活動を遂行することとされている。

しかしながら本協議会の理事は、委員会を所掌し委員長として、理事会で決定された業務を執行していながら、定款では業務執行理事となっていない。

そこで、実情にあわせ、代表理事、副代表理事、以外の理事を業務執行理事とすることが改定の主旨である。

②業務執行の範囲

業務執行の範囲は、所掌する委員会の委員長として、理事会において決議された業務を執行する。またその内容を理事会に報告する。

参考

業務執行理事とは、法人の業務を執行できる権限を持つ理事のことで、業務の執行とは法人の目的である具体的事業活動に関与することを意味する。業務執行権を持つ理事は自己の職務の執行の状況を理事会に報告する義務がある（法人法 91 条）。それに対して、業務執行権を持たない平理事は、理事会の構成員として理事会に出席し、審議等を行い、業務執行の決定をすることや理事の職務執行の監督をすることが主な職務となる。

2. 定款施行細則の改定（資料 6-3）

・和暦表記を西暦表記に変更